

改 正 後	改 正 前
	<p>（ダンス教授講習の指定の基準等）</p> <p>第一条の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の規定による指定（以下第一条の九までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授講習（ダンスの教授に関する講習をいう。以下同じ。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その指定をしなければならない。</p> <p>一 次に掲げる要件の全てに適合している法人が実施するものであること。</p> <p>イ ダンス教授講習の実施に関する業務（以下「講習業務」という。）を適正かつ確実に行うため必要な組織及び経理的基礎を有すること。</p> <p>ロ 講習業務を適正かつ確実に行うため必要な施設を確保していること。</p> <p>ハ 講習業務以外の業務を行つているときは、当該業務を行うことにより講習業務が不公正になるおそれがないこと。</p> <p>ニ 前項の規定により申請をした法人（以下この項において「指定申請法人」という。）が、客にダンスを教授するための営業を営む者</p>

(以下この項において「ダンススクール営業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

(1) 指定申請法人が株式会社である場合にあつては、ダンススクール営業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

(2) 指定申請法人の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員に占めるダンススクール営業者の役員又は職員(過去二年間に当該ダンススクール営業者の役員又は職員であつた者を含む。以下この項において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。

(3) 指定申請法人の代表権を有する役員が、ダンススクール営業者の役員又は職員であること。

二 ダンスを有償で教授する能力を修得しようとする者を対象とするものであること。

三 その内容が、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成するために必要な技能及び知識の向上を図る上で、適正かつ確実であると認められること。

四 その実施に関し、適切な計画が定められていること。

五 当該講習における指導に必要な能力を有すると認められる者が講師として講習業務に従事するものであること。

六 全国的な規模においておおむね毎年一回以上実施されるものであること。

(ダンス教授講習の指定の申請)

第一条の三 指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 ダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地
- 三 ダンス教授講習の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又はこれに代わる書類
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面
- 五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- 六 講習業務を行うための施設の概要を記載した書面
- 七 ダンス教授講習の実施の基本的な計画を記載した書面
- 八 講師の氏名、住所並びにダンス教授講習に関する資格及び略歴を記載した書面

(名称等の公示)

第一条の四 国家公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けたダンス教授講習（以下「指定講習」という。）の名称並びに当該指定講習を行う法人（以下「ダンス教授講習機関」という。）の名称、住所及びダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地を公示するものとする。

(名称等の変更)

第一条の五 ダンス教授講習機関は、前条の規定により公示された事項を

変更しようとするときは、あらかじめその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

2| 国家公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3| ダンス教授講習機関は、第一条の三第二項各号に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(国家公安委員会への報告等)

第一条の六| ダンス教授講習機関は、毎事業年度の指定講習に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| ダンス教授講習機関は、毎事業年度の指定講習に係る事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

3| 国家公安委員会は、指定講習に係る事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、当該ダンス教授講習機関に対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(解任の勧告)

第一条の七| 国家公安委員会は、ダンス教授講習機関の役員又は講師が指定講習の実施に関する業務に関し不正な行為をしたときは、当該ダンス教授講習機関に対し、当該役員又は講師の解任を勧告することができる。

(改善の勧告)

第一条の八 国家公安委員会は、指定講習が第一条の二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき又はダンス教授講習機関の財産の状況若しくはその指定講習に係る事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該ダンス教授講習機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(指定の取消し等)

第一条の九 国家公安委員会は、ダンス教授講習機関が、この規則の規定に違反したとき、又は前二条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるときは、当該指定講習の指定を取り消すことができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(推薦の方法)

第二条 令第一条の二の規定による推薦は、ダンス教授講習機関が行うダンス教授試験(ダンスを正規に教授する能力に関する試験をいう。以下同じ。)であつて国家公安委員会が指定するものに合格した者について、その者の氏名、住所及び生年月日(以下「氏名等」という。)を記載した名簿を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定によるほか、ダンス教授講習機関は、その者からの申出により、国際的な規模で開催されるダンスの競技会に入賞した者その他の前項に規定する者と同等の能力を有すると認められる者について、その者の氏名等及びその者が同項に規定する者と同等の能力を有すると認められた理由を記載した推薦書並びにその理由を疎明する書類を国家公安委員

会に提出することにより、推薦を行うことができる。

(ダンス教授試験の指定の基準等)

第二条の二 前条第一項の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という。)は、指定を受けようとするダンス教授講習機関の申請に基づき行うものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授試験が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その指定をしなければならない。

一 ダンスを正規に教授する能力を修得しようとする者を対象とするものであること。

二 ダンスを正規に教授する能力を有するかどうかを判定することを目的として行うものであること。

三 その実施に関し、適切な計画が定められていること。

四 当該試験における判定に必要な能力を有すると認められる者が試験員として試験の業務に従事すること。

五 全国的な規模においておおむね毎年一回以上実施されるものであること。

(ダンス教授試験の指定の申請)

第二条の三 指定を受けようとするダンス教授講習機関は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 ダンス教授試験に係る事務を行う事務所の所在地

三 ダンス教授試験の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 ダンス教授試験の実施の基本的な計画を記載した書面

二 試験員の氏名、住所並びにダンス教授試験に関する資格及び略歴を記載した書面

(ダンス教授試験への準用規定)

第二条の四 第一条の四から第一条の九までの規定はダンス教授講習機関が行うダンス教授試験について準用する。この場合において、第一条の四中「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、第一条の五第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前条」とあるのは「第二条の四において読み替えて準用する前条」と、同条第三項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「第一条の三第二項各号」とあるのは「第二条の三第二項各号」と、「書類」とあるのは「書面」と、第一条の六中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と、第一条の七中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「講師」とあるのは「試験員」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と、第一条の八中「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「第一条の二第二項各号」とあるのは「第二条の二第二項各号」と、「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、第一条の九第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前二条」とあるのは「第二条の四において読み替えて準用する前二条」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と読み替えるものとする

(電磁的記録媒体による手続)

第三条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 申請書 第一条の三第一項
- 二 定款又はこれに代わる書類 第一条の三第二項
- 三 登記事項証明書 第一条の三第二項
- 四 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第一条の三第二項
- 五 講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面 第一条の三第二項
- 六 資産の総額及び種類を記載した書面 第一条の三第二項
- 七 講習業務を行うための施設の概要を記載した書面 第一条の三第二項
- 八 ダンス教授講習の実施の基本的な計画を記載した書面 第一条の三第二項
- 九 講師の氏名、住所並びにダンス教授講習に関する資格及び略歴を記載した書面 第一条の三第二項
- 十 事業計画及び収支予算 第一条の六第一項

十一 事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録 第一条の六
第二項

十二 名簿 第二条第一項

十三 推薦書及び推薦の理由を疎明する書類 第二条第二項

十四 申請書 第二条の三第一項

十五 ダンス教授試験の実施の基本的な計画を記載した書面 第二条の

三第二項

十六 試験員の氏名、住所並びにダンス教授試験に関する資格及び略歴
を記載した書面 第二条の三第二項

十七 事業計画及び収支予算 第二条の四において読み替えて準用する

第一条の六第一項

十八 事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録 第二条の四

において読み替えて準用する第一条の六第二項

(国家公安委員会規則で定める状態)

第五条の二 令|第三条第一項第二号ニの国家公安委員会規則で定める状態
は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いる
ことにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客
が従業者と面接しないのでその利用する個室のかぎの交付を受けることそ
他の手続をすることができることとなる位置に取り付けられている状
態とする。

(構造及び設備の技術上の基準)

第八条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基

(国家公安委員会規則で定める状態)

第五条の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(以下「令」という。)|第三条第一項第二号ニの国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業者と面接しないのでその利用する個室のかぎの交付を受けることその他の手続をすることができることとなる位置に取り付けられている状態とする。

(構造及び設備の技術上の基準)

第八条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基

準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準
(略)	(略)
法第二条第一項第二号に掲げる営業	(略)
法第二条第一項第五号に掲げる営業	(略)

準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準
(略)	(略)
法第二条第一項第二号に掲げる営業	一 ダンスをさせるための営業所の部分（以下この項において「客室」という。）の床面積は、一室の床面積を六十六平方メートル以上とすること。
法第二条第一項第四号に掲げる営業	二 客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること。
	三 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。
	四 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
	五 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。
	六 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため

法第二条第 一項第七号	(略)	営業の種別 (略)	営業所の部分
<p>(風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法)</p> <p>第二十九条 法第十四条の営業所内の照度は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。</p>			

法第二条第 一項第四号	(略)	営業の種別 (略)	営業所の部分
<p>(風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法)</p> <p>第二十九条 法第十四条の営業所内の照度は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。</p>			
ダンスをさせるための営業所の部分	(略)	(略)	法第二条第 一項第五号 に掲げる営 業 (略) 七 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

又は第八号 に掲げる営 業	
---------------------	--

(風俗営業に係る営業所内の照度の数値)

第三十条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 法第二条第一項第六号から第八号までに掲げる営業 十ルクス

(表示する料金の種類)

第三十三条 法第十七条の国家公安委員会規則で定める料金の種類は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

営業の種類 (略)	料金の種類
法第二条第 一項第三号 に掲げる営	(略)

業 に掲げる営	業 に掲げる営
法第二条第 一項第七号 又は第八号 に掲げる営	法第二条第 (略)

(風俗営業に係る営業所内の照度の数値)

第三十条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 法第二条第一項第四号及び第六号から第八号までに掲げる営業 十ルクス

(表示する料金の種類)

第三十三条 法第十七条の国家公安委員会規則で定める料金の種類は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

営業の種類 (略)	料金の種類
法第二条第 一項第三号 に掲げる営	(略)

業	法第二条第 一項第五号 又は第六号 に掲げる営 業	(略)
(略)	(略)	(略)

報告する場合	事項
一 法第三条 第一項の許 可をした場 合	一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏 名、住所及び生年月日（以下この条において「氏 名等」という。）並びに本籍（日本国籍を有しな い者にあつては、国籍。以下この条において同じ

（国家公安委員会への報告事項等）
第八十七条 法第四十一条の三第一項の国家公安委員会規則で定める事項
は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲
げる事項とする。

業	法第二条第 一項第四号 に掲げる営 業	業	法第二条第 一項第五号 又は第六号 に掲げる営 業	(略)
(略)	(略)	一 入場料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所 の施設を利用して客がダンスをする行為について、そ の対価又は負担として客が支払うべき料金 二 サービス料金その他名義のいかんを問わず、客が当 該営業所の施設を利用する行為について、その対価又 は負担として客が支払うべき料金で前号に定めるもの 以外のものがある場合にあつては、その料金	(略)	(略)

報告する場合	事項
一 法第三条 第一項の許 可をした場 合	一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏 名等及び本籍（日本国籍を有しない者にあつては 、国籍。以下同じ。）

（国家公安委員会への報告事項等）
第八十七条 法第四十一条の三第一項の国家公安委員会規則で定める事項
は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲
げる事項とする。

2 (略)	(略)
(略)	二 六 (略))

2 (略)	(略)
(略)	二 六 (略)

別記様式第1号 (第3条関係)

電磁的記録媒体提出票	
	第1条の3第 第1条の3第 第1条の6第 第1条の6第 第1条の6第 第2条第1項 第2条第2項 第2条の3第 第2条の3第
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	
1項	
2項	
1項 (第2条の4において読み替えて準用する場合を含む。)	
2項 (第2条の4において読み替えて準用する場合を含む。)	の規定により提
1項	
2項	
出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を 以下のとおり提出します。	
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違あ りません。	
	年 月 日
国家公安委員会殿	提出者の名称及び事務所の所在地
1 電磁的記録媒体に記録された事項	
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考

- 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項に記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 該当事項がない欄は、省略すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略） 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号） 風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号） （略）		別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略） 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号） 風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号） 家公安委員会規則第一号） （略）	
五～九（略）	（略）	風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号） （略）	第一条の三第一項及び第二項、 第一条の六第二項（第二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）、 第二条第一項及び第二項並びに第二条の三第一項及び第二項 （略）
別表第二（第二条第二項関係）	（略）	（略）	（略）
一（略）	（略）	一（略）	（略）

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 風俗環境浄化協会に関する規則 (略)	(略)
三六 (略)	(略)

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第一条の五第一項及び第三項並びに第一条の六第一項(第二条の四において読み替えて準用する場合を含む。) (略)
風俗環境浄化協会に関する規則 (略)	(略)
三六 (略)	(略)